

議案第七十五号

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部について

次のおり特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することに  
ついて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決  
を求め。

平成元年七月十二日

三朝町長

安 田 真 一 郎

平 成 元 年 七 月 拾 三 日 原 案 可 決

三 朝 町 議 会 議 長 安 井 由 行

三朝町条例第

号

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表中

選挙長	一回につき	七、〇〇〇円
投票管理者	日額	七、〇〇〇円
開票管理者	一回につき	七、〇〇〇円
投票立会人	日額	五、七〇〇円
開票立会人	一回につき	五、七〇〇円
選挙立会人	一回につき	五、七〇〇円

を

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

選 挙 立 会 人	開 票 立 会 人	投 票 立 会 人	開 票 管 理 者	投 票 管 理 者	選 挙 長
一 回 に つ き 六、一〇〇 円	一 回 に つ き 六、一〇〇 円	日 額 六、一〇〇 円	一 回 に つ き 七、五〇〇 円	日 額 七、五〇〇 円	一 回 に つ き 七、五〇〇 円

に改める。